

「無形文化遺産の国際課題とその動向 ～“世界/アジア”と日本」

■ 大貫美佐子

- アジア太平洋無形文化遺産研究センター(IRCI)
 - (ユネスコ無形遺産カテゴリーIIセンター)

「アフリカの一人の語り手が亡くなると、一つの図書館がなくなることの意味する」

無形文化遺産の保護に関する条約 (2003年条約)

- 2003年ユネスコ総会で採択
日本は三番目に批准
- 2006年4月20日発効
- 現在142か国が批准



世界遺産条約との違い

二つのリスト:「危機リスト」と「代表リスト」があるのはどちらの条約も同じ。しかし内容的にはこれが二つの条約の大きな相違点。

- 世界遺産条約のリスト→「卓越した普遍的価値:OUV」ブランド化、エリート主義の採用。
- 無形遺産条約の代表リスト→世界の無形遺産はすべて同じ価値、平等。価値づけをおこなわない。
- 継承するコミュニティや集団の視点を重視
- 批准国の多くが発展途上にある国。最貧国。

無形文化遺産とは(ユネスコの無形文化遺産条約の定義)

口承表現: Oral Traditions, including Language as a vehicle of the ICH



The Tenore Song, Italy



Oral traditions of the Aka Pygmies
of Central Africa



Hudhud Chants of the Ifugao in the
Philippines

芸能: Performing Arts: traditional dance, music, theatre

Art of Uyghur Muqam, China

The Space of Gong Culture,
Vietnam



Royal Ballet, Cambodia

Kutiyattam, India

Kabuki, Japan

祭礼、儀礼: Social Practices, Rituals, Festive Events



Baltic celebrations



Jongmyo ancestral rite,
Rep.Korea



Giants, Dragons,
Belgium, France

Makishi Masquerade, Zambia



The Kankurang, Senegal, Gambia



Carnival of Oruro, Bolivia

伝統的な技術: Traditional craftsmanship

woodcrafting knowledge of the Zafimaniry, Madagascar



Textile technique of Laos



ra cultural heritage, Peru - Ecuador



自然觀、宇宙觀: Knowledge about nature and the universe

Vanuatu Sand drawing



Zápara People, Ecuador Peru



Wajapi
Expressions, Brasil



Andean cosmovision of
the Kallawaya, Bolivia



批准している国は140カ国以上

- アルジェリア、モーリシャス、日本、ガボン、パナマ、中国、中央アフリカ、ラトビア、リトアニア、ベラルーシ、韓国、セيشェル、シリア、アラブ首長国連邦、マリ、モンゴル、クロアチア、エジプト、オマーン、ドミニカ共和国、インド、「ベトナム、ペルー、パキスタン、ブータン、ナイジェリア、アイスランド、メキシコ、セネガル、ルーマニア、エストニア、ルクセンブルグ、ニカラグア、エチオピア、キプロス、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、ハンガリー、イラン、ヨルダン、ベルギー、モルドバ、スロバキア、トルコ、マダガスカル、アルバニア、ザンビア、・・・ザンビア、タンザニア、トルクメニスタン、パレスチナ。

ユネスコ「無形遺産の保護に関する条約」

■ 2003年 第32回ユネスコ総会で採択

■ 2006年4月20日 発効

■ 現在の批准国 140力国以上

- advanced economy* 15力国 *IMF基準
- emerging market and developing countries*104力国

⇒ 87.4%が発展途上国

⇒危機に瀕する無形遺産の保護に強いプライオリティ

■ 16条 「代表的な無形文化遺産一覧」(代表リスト)

■ 17条 「緊急的保護の必要のある無形文化遺産一覧」
(危機リスト)

■ 18条 「無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動」

- 世界の優良事例を選考し、共有することを明記

危機の外的・内的要因の該当件数(ユネスコ危機リスト12件中)

I. 外的要因		II. 内的要因	
a	戦争・紛争・自然災害による人的・物的消失によるもの 3件	g	若者の内面的変容による危機（関心の薄れ、宗教の変化など） 6件
b	世界的グローバリゼーション/産業化による強度な影響 5件	h	継承者の環境と実態の著しい変容による危機（人口の減少と高齢化、言語の消滅など） 8件
c	観光化に伴う悪影響 1件	i	継承システムの欠如又は構築不足による危機（研修システム、知識伝達法など） 8件
d	国家政策による土地改革などの影響 3件	j	継承者のモチベーションの低下による危機（発表の場、機会の激減など） 2件
e	有形の文化遺産の消滅に伴う危機 1件	k	価値認識の変容による危機 1件
f	経済構造の変化による人口の移動 7件	l	コミュニティ内の経済疲弊による過疎化 1件

* 1事例の中に複数の危機要因がある。(合計≠12件)

現在世界の多くの無形文化遺産が抱えている問題

少子・高齢化で継承システムが成り立たない
戦争や紛争、天災などで継承が危機に直面
コミュニティのリゾート開発が無形遺産に影響
神聖な無形遺産に注目が集まり大きな影響
古来の継承のやり方がうまく機能しなくなった
コミュニティの貧困や土地問題が継承に影響した
若者の関心が薄れて継承者がいなくなった
継承者がコミュニティに根付かない
ほか

研究や国際支援で必要とされ
■ ていること

1. 記録をする、活用する



日本の経験を共有する



クリエイションしないと滅ぶ、オ
ープンにすると滅ぶ、保護しな
いと滅ぶ